

収用委員会事務局における公文書開示状況（令和8年4月分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
1	R8.3.2	R8.4.10	1 ○○地区第一種市街地再開発事業（A・B・C全街区及びD街区）に係る権利変換の内容すべて 2 開示請求書記載の対象法人及び個人が権利変換後に取得する資産の内容を特定し得る文書一式	19		1		1											個人の財産に関する情報で、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。（2号） 財産状況に係る情報であり、事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。（3号） 各区画の用途及び面積は、再開発組合の事業に関する内部管理情報及び財産情報であり、公にすることにより、当該市街地再開発組合の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。（3号）	収用委員会事務局審理課
2	R8.3.2	R8.4.10	1 ○○地区第一種市街地再開発事業（A・B・C全街区及びD街区）に係る権利変換の内容すべて 3 開示請求書記載の対象法人及び個人が権利変換後に取得する資産の内容を特定し得る文書一式	19		1		1											個人の財産に関する情報で、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。（2号） 財産状況に係る情報であり、事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。（3号） 各区画の用途及び面積は、再開発組合の事業に関する内部管理情報及び財産情報であり、公にすることにより、当該市街地再開発組合の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。（3号）	収用委員会事務局審理課
3	R8.3.2	R8.4.10	1 ○○地区第一種市街地再開発事業（A・B・C全街区及びD街区）に係る権利変換の内容すべて 3 開示請求書記載の対象法人及び個人が権利変換後に取得する資産の内容を特定し得る文書一式	19		1		1											個人の財産に関する情報で、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。（2号） 財産状況に係る情報であり、事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。（3号） 各区画の用途及び面積は、再開発組合の事業に関する内部管理情報及び財産情報であり、公にすることにより、当該市街地再開発組合の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。（3号）	収用委員会事務局審理課